# 令和5年5月診療報酬改定対応 (レセプト対応)

2023 年 5 月 24 日 (初版)

日本医師会 ORCA 管理機構

# 【目次】

1.	病床数	1
2.	「11 初診」	1
3.	「12 再診」	1
4.	「14 在宅」	1
5.	新設公費(入院補助、治療薬補助)のレセプト記載対応	2

# 【改定履歴】

初 版:令和5年5月24日

令和5年5月診療報酬改定対応(レセプト対応)

#### 対応内容:

#### 1. 病床数

- (1). 以下の算定がある場合、外来レセプトの病床数を記載します。
  - 113045450 特定疾患療養管理料(100床未満の病院)(特例)
  - 113045550 特定疾患療養管理料(100床未満・療養指導)(特例)

# 2. 「11 初診」

- (1). 「111016150 初診料(文書による紹介がない患者の場合)(初減)(特例)」
  - ・レセプト摘要欄は単剤で記載します。【紙レセプトのみ】

# レセプト摘要欄記載例

11	*初診料(文	書による紹介がない患者の場合)	(初減)	(
	特例)	2 1	4 ×	1

## 3. 「12 再診」

- (1). 「112026750 電話等再診料(特例)」
  - ・レセプト摘要欄は単剤で記載します。【紙レセプトのみ】
  - 「電話等再診(回)」コメントを自動記載します。(810000001 を使用)

# レセプト摘要欄記載例

	*電話等再診( 1回)		
12	*電話等再診料(特例)	7 3 ×	1

#### 4. 「14 在宅」

- (1). 以下の算定がある場合、剤点数を在宅欄の「深夜・緊急」の項に集計します。
  - 114055150 緊急往診加算(在支診等以外) (特例)
  - 114055250 緊急往診加算(機能強化した在支診等) (病床なし) (特例)
  - 114055350 緊急往診加算(在支診等) (特例)
  - 114055450 緊急往診加算 (機能強化した在支診等) (病床あり) (特例)
- (2). 同一剤に「114055550 在宅酸素療法指導管理料(その他)(特例)」と「114045470 遠隔モニタリング加算(在宅酸素療法指導管理料(その他))」の算定がある場合、
  - 「114003710 在宅酸素療法指導管理料(その他)」又は
  - 「114055550 在宅酸素療法指導管理料 (その他) (特例)」の前回算定年月
  - コメントを自動記載します。 (いずれか直近の前回算定年月)
  - ※「850100140 在宅酸素療法指導管理料の前回算定年月(遠隔モニタリング加算)」 のコメントコードで自動記載します。
  - ※同一剤に「850100140」のコメントコードがある場合は自動記載しません。

(例) 令和5年5月と8月に、

在宅酸素療法指導管理料 (その他) (特例) と 遠隔モニタリング加算 (在宅酸素療法指導管理料 (その他)) を算定

#### 8月レセプト摘要欄記載例

14 \* 在宅酸素療法指導管理料(その他)(特例)

遠隔モニタリング加算(在宅酸素療法指導管理料(その

他)) 2月

在宅酸素療法指導管理料の前回算定年月(遠隔モニタリ

ング加算) ; 令和 5年 5月 2700×

# 5. 新設公費(入院補助、治療薬補助)のレセプト記載対応

入院補助(保険番号 095) 又は、治療薬補助(保険番号 096) を含む保険組み合わせで 算定を行った場合のレセプト記載対応

#### (1). レセプトの公費記載順について

法別番号28の中での記載順は以下の通りとなります。

- 保険番号 028 感染症入院
- ・保険番号 093 PCR検査(負担者番号: 28xx050x)
- ・保険番号 094 コロナ軽症 (負担者番号: 28xx060x)
- •保険番号 095 入院補助 (負担者番号: 28xx070x)
- •保険番号 096 治療薬補助(負担者番号: 28xx080x)

# (2). 保険欄一部負担金について

<外来>:「高額療養費算定基準額」に準ずる金額記載を行います。

※多数回該当の場合、未対応(後日対応を予定しています)

<入院>:「高額療養費算定基準額」に準ずる金額記載を行います。

※多数回該当の場合、多数回該当の上限額までの金額記載を行います。

#### (3). 公費一部負担金について

- ・公費一部負担金が〇円の場合は、「〇」を記載します。
- ・公費一部負担金が自己負担限度額に達しない場合は、1円単位の金額を記載します。

## (4). 特記事項について

<外来>: 26 区ア、27 区イ、28 区ウ、29 区工、30 区才、41 区力及び 42 区キのうち、 該当する所得区分の特記事項を記載します。

<入院>: 26 区ア、27 区イ、28 区ウ、29 区工、30 区才、41 区力及び 42 区キのうち、

該当する所得区分の特記事項を記載します。

※多数回該当の場合、31 多ア、32 多イ、33 多ウ、34 多工、35 多オ、43 多カ 及び 44 多キのうち、該当する所得区分の特記事項を記載します。